

(様式1)

# 路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

(あて先) 富 田 林 市 長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称						
2 駐車場の位置						
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積				平方メートル	
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)				平方メートル	
	a 建築物である部分	駐車場の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 (駐車台数 台)	
					特定自動二輪車 (駐車台数 台)	
				小計	平方メートル	
			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 (駐車台数 台)	
					特定自動二輪車 (駐車台数 台)	
				小計	平方メートル	
	車路等の面積 (B)					平方メートル
	b 建築物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
四輪車及び特定自動二輪車併用				四輪車 (駐車台数 台)		
				特定自動二輪車 (駐車台数 台)		
小計				平方メートル		
それ以外の部分			四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			四輪車及び特定自動	平方メートル		

				二輪車併用	四輪車 (駐車台数 台)	
					特定自動二輪車 (駐車台数 台)	
				小計	平方メートル	
		車路等の面積 (D)	平方メートル			
	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)			一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
						四輪車 (駐車台数 台)
					特定自動二輪車 (駐車台数 台)	
					小計	平方メートル
それ以外の部分					四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
						四輪車 (駐車台数 台)
	特定自動二輪車 (駐車台数 台)					
小計	平方メートル					
4 構造	イ 建築物である場合					
	ロ 建築物でない場合					
5 設備	イ 特殊の装置	a 特殊装置の有無				
		b 特殊装置に係る駐車場法施行令第 15 条の管理による認定の概要	認定の番号			
			特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備					
6	附帯業務のための施設					
7	従業員概数					
8	供用開始 (予定) 日					
添付図面		付近見取図 (1/10000 以上)、駐車場配置図 (1/200 以上)				

(注) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 2 条第 1 項 9 号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

## 記載要領（駐車場法第12条関係）

1. 路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする事項を朱記すること。
2. 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他駐車のため必要な施設の総面積について記載すること。
3. 3の口のa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
4. 3の口のa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
5. 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあつては、その旨を記載すること。
6. 4のロ欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
7. 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
8. 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
9. 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
10. 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
11. 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

### 添付図面他

- (1) 路外駐車場の位置を表示した縮尺10,000分の1以上の地形図  
駐車場配置図においては、駐車場の区域、車室の配置、周囲の道路の状況、出入口の大きさ、構造、駐車場内の設備、車いす使用者用駐車場施設、移動等円滑化経路その他の主要な施設がわかる必要があります。
- (2) 次に掲げる事項を表示した縮尺200分の1以上の平面図
  - イ) 路外駐車場の区域
  - ロ) 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。）
  - ハ) 路外駐車場の付近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第7条第1項に規定する道路、橋の部分
- (3) 建築物である路外駐車場にあつては、縮尺200分の1以上の各階平面図並びに2面以上の立面図及び断面図  
建築物の駐車場の場合は、次の図面も添付してください。（スロープ勾配を必ず記入下さい。）
  - 平面図（1/200以上）：駐車場のある階のみで足够了。
  - 立面図（1/200以上）：2面以上
  - 断面図（1/200以上）：2面以上
- (4) 届出書記載の各面積・駐車台数算出の根拠となる計算書